



情報(第199号)



令和8年1月30日

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2階
銀座社会保険労務士法人 社会保険労務士 吉国 智彦
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565

E-mail: ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp

<https://ginza-syaroushi.com/>

動画: 社会保険労務士チャンネル

<https://www.youtube.com/channel/UCUHFVsnXW9LJGy4HG4hRQZw>

令和8年度の年金額改定



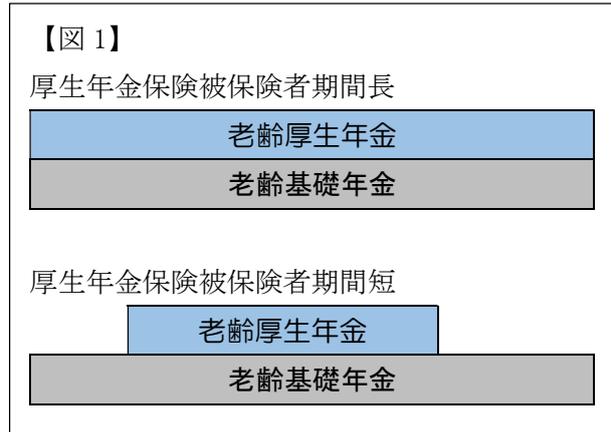
厚生労働省は、令和 8 年 1 月 23 日、令和 8 年度の年金額改定について公表しています。

年金額は、前年度から国民年金（基礎年金）が 1.9%の引上げ、厚生年金（報酬比例部分）が 2.0%の引上げとなります。

1 基礎年金の意義

我が国の年金は、2階建となっているとして、右図をよく見かけます。しかし、その仕組みを語る事ができる方は少ないでしょうから、最初にその点について解説します。

老齢基礎年金（以下「老基」といいます）は、職業中立の年金で、生涯の多くを勤労者（大企業の役員、中小企業の一従業員）で過ごした方、専業主婦で過ごした方、自営業者であった方など、職業に関わらず（収入に関わらず）、保険料納付月数が同一なら、年金額も同一となります。被保険者の種類（第 1 号・第 2 号・第 3 号被保険者）ごとの長短に関係がなく、定額の年金なのです。



2 老基と老厚

老齢厚生年金（以下「老厚」といいます）は、厚生年金保険の被保険者期間があれば、当該期間（月数）と当該期間の標準報酬の高低に応じて年金額が決まります。

20 歳から 60 歳までの 40 年間、厚生年金保険の被保険者であったならば、老基・老厚とも 40 年分の年金、20 歳から 60 歳までの 40 年間の内、厚生年金保険の被保険者であった期間は 10 年間であったときは、老厚は 10 年分、残り 30 年分の国民年金保険料を納付していれば老基も 40 年分となります。

老厚は厚生年金保険の被保険者にしか保障がされず、老基は第 1 号・第 2 号・第 3 号被保険者の保険料納付済期間に応じて計算されます。

なかなか難しいですし、説明に紙幅を要します。

3 年金額改定の仕組み

さて、本題は、「年金額」です。年金額改定の仕組みは、物価変動率や名目手取り賃金変動率に応じて、毎年度改定を行う仕組みとなっています。物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合は、支え手である現役世代の方々の負担能力に応じた給付とする観点から、名目手取り賃金変動率を用いて改定することになっています。

このため、令和 8 年度の年金額は、名目手取り賃金変動率（2.1%）を用いて改定します。

何やら小難しい単語が並んでいるところ、要するに物価・賃金が上がれば、年金額も引き上げる必要があると理解しましょう（次項参照）。

そして、マクロ経済スライドによる調整（国民年金（基礎年金）が▲0.2%、厚生年金（報酬比例部分）が▲0.1%）が行われ、令和8年度の年金額の改定率は、国民年金（基礎年金）が1.9%、厚生年金（報酬比例部分）が2.0%となるというのが厚生労働省の説明です。

4 マクロ経済スライド

お金は、100円、200円という額面（名目額）に意味があるわけではありません。相当前になります。缶コーヒーは軒並み100円でした。これが120円になると100円では買えなくなり、即ちお金の「実質的」価値が下がったことになります。そこで、生活を維持するには、物価が上昇した分だけ、年金額を引き上げる必要があります。このようにお金は、「購買力」に真の意味があります。

マクロ経済スライドでは、物価・賃金が上がった分からスライド調整率を差し引くので、購買力を維持する分の引上げにならず、年金額の実質的価値が下がり続ける構図にあるのです。それは悪なのではなく、年金財政の適正化を図るためのものです。

平成16年に制度改正を行い、上限保険料率を設定して、先に現役世代と企業に負担を求めており、負担者と受給者にそれ相応の痛みを互いに負担したものがマクロ経済スライドともいい得ます。

5 令和8年度年金額改定

以上から、令和8年4月分より、老基で1.9%、老厚で2.0%の引上げとなります。

満額の老基額は、今年度831,700円（月額69,308円）が、令和8年度では847,300円（月額70,608円）となります。年金の支給は、偶数月にその前2か月分が支払われるため、6月に支給されるものから引上げ後の金額となります。

6 年金額増加策

最後に、年金額を増額させる策をご案内しておきます。これらはいずれも若い時にかかっており、年金制度の「概要」ぐらいは知っていただくとよいわけです。

- (1) 第1号被保険者では、国民年金基金の加入又は付加保険料の納付をする
- (2) 第1号被保険者の保険料免除（一部免除を含む）期間は追納する
- (3) 60歳以降老基が満額でない方は、国民年金へ任意加入する（厚生年金保険の被保険者を除く）
- (4) 企業型確定拠出年金・iDeCoへの加入
- (5) 65歳から受給繰下げをする

【年金額増も2階建て】

年金額増加策実行

真面目に働く、若い時の努力・その継続(人生のあり方が土台)

